

第二次日野市再犯防止推進計画(概要)

計画期間：令和8年度から令和12年度まで(5年間)

計画の位置付け

- ・再犯防止推進法第8条に基づく地方再犯防止推進計画として策定
- ・国の第二次再犯防止推進計画及び東京都の第二次再犯防止推進計画を勘案

基本的な方向性

- ① 再犯防止に係る取組を継続して行っていくこと
- ② 再犯防止推進委員会等の多様な場を活用して、関係機関との連携を更に強固にし、有益な情報を共有・活用することで、各取組を効果的に推進すること
- ③ 再犯防止に資する幅広い情報を、多様な方法で支援者に提供することで、地域の立ち直り支援の取組を促進していくこと

基本方針

1. 関係者・関係機関等との緊密な連携・協力と犯罪をした者等への切れ目のない支援
2. 犯罪被害者等の尊厳への配慮及び犯罪をした者等の責任自覚の重要性を踏まえた取組
3. 社会情勢等に応じた効果的な施策の実施
4. 地域社会の理解と協力を進めるための普及・啓発
5. 保護司など民間協力者の活動しやすい環境づくりへの支援

目指すべき姿

犯罪をした者等が社会の一員として受け入れられ、
『誰一人取り残さない』安全で安心して暮らせるまちの実現

重点課題ごとの主な取組

1. 就労・住居の確保等

- ・就労のための相談支援
- ・関係機関等との連携
- ・公営住宅や住宅セーフティネット制度等の利用
- ・高齢者や障害者等が安心して生活できる場所の確保

2. 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

- ・様々な困りごとのための相談支援
- ・薬物依存者の回復に必要な支援
- ・関係機関等と連携した見守り体制の充実
- ・自立に向けた相談支援
- ・生活全般に対する支援

3. 非行の防止・学校と連携した修学支援等

- ・周産期から出産、育児、学齢期の子どもと家庭の相談支援
- ・特性のある子どもの相談支援
- ・すべての子どもが学ぶ機会を得ることができる取組
- ・すべての子どもが孤立することなく、大切に育まれるための取組

4. 民間協力者の活動と広報・啓発活動の促進等

- ・民間協力者の活動支援の充実
- ・再犯防止や立ち直りの支援に関する啓発活動
- ・安全安心な地域社会の実現に向けた防犯活動の推進

5. 再犯防止のための連携体制の整備等

- ・民間協力者や関係機関団体等の連携した取組
ex) 保護司会、更生保護女性会

6. 日野市・多摩市・稲城市 3市共通で行う取組

- ・3市が連携した再犯防止活動
ex) 3市職員勉強会、保護司候補者検討協議会

